

競争入札参加資格者のみなさまへ

経営事項審査（経審）の有効期間について

契約時点で有効な経営事項審査の結果通知（経営規模等評価結果通知書・総合評定結果通知書）を有していなければ、町と工事請負契約を結ぶことはできません。

落札後に有効期間が切れていることが判明した場合には、契約ができないのはもちろん、指名停止等の処分をされることもあります。

有効期間は、経営事項審査の結果通知の右上「審査基準日」から1年7ヶ月です。

例えば、審査基準日が「平成22年3月31日」なら、有効期間は「平成23年10月31日」までとなります。振興局に申請してから通知まで1ヶ月ほどかかることもありますので、余裕をもって申請するようにしてください。

司法書士、行政書士等に申請事務を依頼している場合も、申請状況を確認して、期限切れにならないよう、十分注意してください。

また、新しい経営事項審査の結果通知が届いた場合には、郵送、ファックスでもかまいませんので、写しを契約管財課あてに提出してください。

（総務企画部契約管財課）